



島根県報

平成28年3月25日（金）

号外第39号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	（市 町 村 課）	4
歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	4
看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則	（ " ）	5
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（高 齢 者 福 祉 課）	7
島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（青 少 年 家 庭 課）	7
島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則	（畜 産 課）	9
島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	（審 査 指 導 課）	14

【教委規則】

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則	（保 健 体 育 課）	14
島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	14

公布された条例等のあらまし**◇島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第7号）**

1 規則の概要

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴い、知事が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務を削除することとした。（別表第1関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（規則第8号）

1 規則の概要

(1) 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の改正に伴う規定及び様式の整理

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第9号）

1 規則の概要

(1) 看護学生で将来過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域に所在する病院等において看護職員の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与するものとする事とした。（第3条関係）

(2) (1)に掲げる者が、看護職員の免許を取得した後、直ちに(1)の病院等において看護職員の業務に従事しなかったときは、貸与を受けた修学資金を返還しなければならないこととした。（第14条関係）

(3) (1)に掲げる者が、看護職員の免許を取得した後、(1)の病院等において5年間看護職員の業務に従事したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除することができることとした。（第17条関係）

(4) 修学資金の貸与を受けた者が、県内の訪問看護事業所において看護職員の業務に就き、5年間当該業務に従事したときは、債務の全部を免除することができることとした。（第17条関係）

(5) 助産師養成施設の最終学年に在学する者に貸与する修学資金の額の特例を適用する期間に係る規定を削除することとした。（附則第2項関係）

(6) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う引用条項の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。ただし、1の(5)については、公布の日から施行することとした。

◇介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第10号）

1 規則の概要

(1) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の施行に伴う様式の整理（様式第1号関係）

(2) 様式に添付すべき書類を追加することとした。（様式第10号関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）

1 規則の概要

(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が携帯電話インターネット接続役務契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たって、使用者が青少年である場合にその保護者に対して交付し、内容を説明しなければならない書面に記載する事項を次のとおり定めることとした。(第8条の2関係)

ア 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

イ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの内容

ウ 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること。

(2) 青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由を次のとおり定めることとした。(第8条の3第1項関係)

ア 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

イ 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

ウ 保護者が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年の当該役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

(3) 理由書に記載する事項を次のとおり定めることとした。(第8条の3第2項関係)

ア 申出年月日

イ 申出者の住所、氏名及び電話番号

ウ 携帯電話インターネット接続役務を利用する青少年の住所、氏名及び生年月日

(4) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が勧告に従わないときに、知事が公表することができる事項を次のとおり定めることとした。(第8条の4関係)

ア 公表の理由

イ その他知事が必要と認める事項

(5) 行政不服審査法の施行に伴う様式の整理

(6) その他規定の整備

2 施行期日

平成28年7月1日から施行することとした。ただし、1の(6)については公布の日から、1の(5)については平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則(規則第12号)

1 規則の概要

(1) 牛の遺伝子型の検査を依頼しようとする者は、牛の遺伝子型の検査申込書を島根県畜産技術センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならないこととした。(第3条・様式第4号関係)

(2) 所長は、牛の遺伝子型の検査を行ったときは、牛の遺伝子型の検査結果通知書を依頼した者に交付することとした。(第4条・様式第8号関係)

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第13号)

1 規則の概要

証紙による収入の方法により徴収する使用料等に行政不服審査法施行条例に基づく手数料を追加することとした。

(別表第 1 関係)

2 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

規

則

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第 7 号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

島根県住民基本台帳法施行細則（平成14年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項から 6 の項までを削り、同表 7 の項区分の欄中「7 の項」を「4 の項」に改め、同項を同表 4 の項とし、同表 8 の項区分の欄中「8 の項」を「5 の項」に改め、同項を同表 5 の項とし、同表 9 の項区分の欄中「9 の項」を「6 の項」に改め、同項を同表 6 の項とし、同表10の項区分の欄中「10の項」を「7 の項」に改め、同項を同表 7 の項とし、同表11の項区分の欄中「11の項」を「8 の項」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表12の項区分の欄中「12の項」を「9 の項」に改め、同項を同表 9 の項とし、同表13の項区分の欄中「13の項」を「10の項」に改め、同項を同表10の項とし、同表14の項区分の欄中「14の項」を「11の項」に改め、同項を同表11の項とし、同表15の項区分の欄中「15の項」を「12の項」に改め、同項を同表12の項とし、同表16の項区分の欄中「16の項」を「13の項」に改め、同項を同表13の項とし、同表17の項区分の欄中「17の項」を「14の項」に改め、同項を同表14の項とし、同表18の項区分の欄中「18の項」を「15の項」に改め、同項を同表15の項とし、同表19の項区分の欄中「19の項」を「16の項」に改め、同項を同表16の項とし、同表20の項区分の欄中「20の項」を「17の項」に改め、同項を同表17の項とし、同表21の項区分の欄中「21の項」を「18の項」に改め、同項を同表18の項とし、同表22の項区分の欄中「22の項」を「19の項」に改め、同項を同表19の項とし、同表23の項区分の欄中「23の項」を「20の項」に改め、同項を同表20の項とし、同表24の項区分の欄中「24の項」を「21の項」に改め、同項を同表21の項とし、同表25の項区分の欄中「25の項」を「22の項」に改め、同項を同表22の項とし、同表26の項区分の欄中「26の項」を「23の項」に改め、同項を同表23の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第 8 号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和30年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号。以下「省令」という。）」及び「又は知事を経由して厚生労働大臣」を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

様式第3号中

「

番 号	第 号	発行年月日	年 月 日
-----	-----	-------	-------

」

を

「

番 号	第 号	発行年月日	年 月 日
患者の氏名			

」

に改め、「その名称」の次に「及び所在地」を加え、「住所及び氏名」を「氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第9号

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条中「前条各号」を「次の各号」に、「将来次に」を「将来当該各号に」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 前条各号に掲げる者

ア 次に掲げる施設で県内に所在するもの

- (7) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定により許可を受けた病院（以下「病院」という。）（^(イ)及び^(ロ)に該当するものを除く。）
- (イ) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（次号において「診療所」という。）
- (ロ) 65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する病院
- (ハ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設（同条第2項に規定する重症心身障害児に対する障害児入所支援を行うものに限る。次号において「障害児入所施設」という。）
- (ニ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に限る。）又は同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第3項に規定する介護予防訪問看護に限る。）を行う事業所（次号において「訪問看護事業所」という。）
- (ホ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（次号において「介護老人保健施設」という。）

イ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に定める特定町村（保健師として業務に従事する場合に限る。次号において「特定町村」という。）

(2) 前条第1号から第4号までに掲げる者

ア 次に掲げる施設で県内の過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第32条の規定により同法の規定が適用される区域及び同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に所在するもの

(7) 病院（(ハ)及び(ニ)に該当するものを除く。）

(イ) 診療所

(ロ) 65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する病院

(ハ) 障害児入所施設

(ニ) 訪問看護事業所

(ホ) 介護老人保健施設

イ 特定町村

第14条第3号中「修士課程」を「第3条第1号の規定により修士課程」に、「第3条各号」を「同号」に、「同条第1号ア」を「同号ア(7)」に、「第5号並びに第17条第1項第1号及び第5号」を「第17条第1項第1号及び第6号」に改め、同条第5号を削り、同条第4号中「第6号及び第17条第1項第2号」を「第17条第1項第3号」に、「第3条各号」を「第3条第1号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第3条第2号の規定により修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者にあつては、免許を取得した後、他種の養成施設への進学、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除き、直ちに同号に定める施設又は団体（同号ア(7)の病院にあつては、病床数が200未満のもの又は病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占めるものに限る。第17条第1項第2号及び第6号において同じ。）において看護職員の業務に従事しなかつたとき。

第14条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第8号中「第3条各号」を「第3条第1号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつては同号」に改め、「(イ)において」の次に「第3条第2号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつては同号に定める施設又は団体（第3号に規定するものに限る。第19条第2項第1号において同じ。）において」を加え、同号を同条第7号とする。

第17条第1項第1号中「修士課程」を「第3条第1号の規定により修士課程」に、「第3条各号」を「同号」に改め、「（訪問看護事業所において看護職員の業務に就く者にあつては、第3条第1号に定める施設（同号オに定める施設を除く。）のいずれかにおいて3年以上当該業務に従事した後、訪問看護事業所において当該業務に従事する場合に限る。）」及び「。ただし、訪問看護事業所において当該業務に就く者にあつては、第3条第1号に定める施設（同号オに定める施設を除く。）のいずれかにおいて当該業務に従事した期間を含めるものとする」を削り、同項第5号中「第3条各号」を「第3条第1号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつては同号に定める施設又は団体において、同条第2号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつては同号」に、「第1号」を「第1号又は第2号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を第5号とし、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第3条各号」を「第3条第1号」に改め、「（訪問看護事業所において当該業務に就く者にあつては、第3条第1号に定める施設（同号オに定める施設を除く。）のいずれかにおいて3年以上当該業務に従事した後、訪問看護事業所において当該業務に従事する場合に限る。）」及び「。ただし、訪問看護事業所において当該業務に従事する場合にあつては、修士課程修了後に第3条第1号に定める施設（同号オに定める施設を除く。）のいずれかにおいて当該業務に従事した期間を含めるものとする」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第3条第2号の規定により修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに（他種の養成施設へ進学するため又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため免許を取得できない場合には、当該他種の養成施設を卒業した後又は当該事由がやんだ後直ちに）同号に定める施設又は団体において引き続き5年間（他種の養成施設への進学又は疾病、負傷その他やむを得な

い事由により従事できなかった期間を除く。)看護職員の業務に従事したときは、債務の全部

第17条第2項中「前項第1号、第2号及び第5号」を「前項第1号から第3号まで及び第6号」に、「被貸与者が第3条各号」を「第3条第1号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつてはその者が同号」に、「月数により」の次に「、同条第2号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつてはその者が同号に定める施設又は団体の職員となった日の属する月から当該施設又は団体の職員でなくなった日の属する月までの月数により」を加える。

第19条第2項第1号中「第3条各号」を「第3条第1号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつては同号に定める施設又は団体において、同条第2号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあつては同号」に改める。

附則第2項の前の見出し中「平成22年度から平成27年度までにおける」を削り、同項中「平成22年度から平成27年度までの間に」を削り、「次の各号」を「第1号」に改め、「場合」の次に「又は平成22年度から平成27年度までの間に第2号に掲げる者に修学資金を貸与することを決定する場合」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第10号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成12年島根県規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第1号付表6-1中「（療養通所介護）」を削る。

様式第10号備考に次のように加える。

6 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 事業所の平面図（宿泊室の位置が分かるもの）
- (2) 宿泊サービスの運営に関する規程

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第11号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「がん具類」を「玩具類」に改める。

第8条の次に次の3条を加える。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）

第8条の2 条例第25条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

- (2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの内容
- (3) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例第25条の2第2項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由等)

第8条の3 条例第25条の2第2項に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年の当該役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

2 条例第25条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 申出者の住所、氏名及び電話番号
- (3) 携帯電話インターネット接続役務を利用する青少年の住所、氏名及び生年月日

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の公表に係る事項)

第8条の4 条例第25条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公表の理由
- (2) その他知事が必要と認める事項

様式第2号中「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に改める。

様式第4号中「又はがん具類」を「又は玩具類」に、「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に、「がん具類」を「玩具類」に、「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に、「若しくは広告主等」を「、広告主等、第20条の2第1項に規定する施設を営む者若しくは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改める。

様式第9号中

「 上記の命令について不服のある者は、これを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができる。 」

を

「教示

- 1 上記の命令（以下「処分」という。）について不服のある者は、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができる。
- 2 処分については、1の審査請求のほか、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

- 3 1又は2の期間が経過する前に、処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間や処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。 」

に改める。

様式第10号中

「 上記の指定に不服のある者は、これを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができる。」

を

「教示

1 上記の指定（以下「処分」という。）について不服のある者は、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができる。

2 処分については、1の審査請求のほか、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

3 1又は2の期間が経過する前に、処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間や処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。」

に改める。

様式第11号中「第23条の3第3項」を「第23条の3第4項」に、「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に、「若しくは第20条の2第1項」を「、第20条の2第1項」に改め、「施設を営む者」の次に「若しくは携帯電話インターネット接続役員提供事業者等」を加え、「又はがん具類」を「又は玩具類」に改める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定並びに様式第2号の改正規定、様式第4号の改正規定（「又はがん具類」を「又は玩具類」に、「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に、「がん具類に」を「玩具類に」に、「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に改める改正規定に限る。）及び様式第11号の改正規定（「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に、「又はがん具類」を「又は玩具類」に改める改正規定に限る。）は公布の日から、様式第9号及び様式第10号の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第12号

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則

島根県畜産技術センター分析等に関する規則（平成16年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び牛の受精卵の性判別」を「、牛の受精卵の性判別及び牛の遺伝子型の検査」に改める。

第3条第1項中「（様式第3号）を」の次に「、牛の遺伝子型の検査を依頼しようとする者は牛の遺伝子型の検査申込書（様式第4号）を」を加える。

第4条中「（様式第4号）」を「（様式第5号）」に、「（様式第5号）」を「（様式第6号）」に、「（様式第6号）」を「（様式第7号）」を、牛の遺伝子型の検査を行ったときは牛の遺伝子型の検査結果通知書（様式第8号）」に、

「又は牛の受精卵の性判別」を「、牛の受精卵の性判別又は牛の遺伝子型の検査」に改める。

様式第1号から様式第3号までの様式中「はり付け」を「貼付け」に改める。

様式第6号を様式第7号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 8 号 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県畜産技術センター所長 印

牛の遺伝子型の検査結果通知書

年 月 日付けで申込みのあった牛の遺伝子型の検査（遺伝性疾患の保因判定）結果は、次のとおりです。

1 検査牛

- (1) 飼養者氏名
- (2) 品種及び性別
- (3) 名号及び個体識別番号
- (4) 検査理由
- (5) 検体の種類

2 検査内容

- (1) 検査年月日 年 月 日
- (2) 検査材料
- (3) 検査方法

3 検査結果

4 特記事項

様式第 5 号を様式第 6 号とし、様式第 4 号を様式第 5 号とし、様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

島根県畜産技術センター所長 様

住所
 申込者 氏 名 ④
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

牛の遺伝子型の検査申込書

島根県畜産技術センター分析等に関する規則第3条の規定により、次のとおり牛の遺伝子型の検査（遺伝性疾患の保因判定）を申し込みます。

1 検査牛飼養者の住所及び氏名

2 検査牛の詳細

品 種	性 別	検査牛名号 (個体識別番号)	検査理由	備 考
		()	<input type="checkbox"/> 種雄牛 <input type="checkbox"/> 供卵牛 <input type="checkbox"/> キャリアの可能性のある牛 <input type="checkbox"/> その他	

3 検体の詳細

検体の種類	採取年月日	採取者所属及び氏名	備 考
<input type="checkbox"/> 全血（EDTA血） <input type="checkbox"/> その他（ ）			

4 手数料額

円

収入証紙貼付け欄

(注) 1 2の検査理由欄及び3の検体の種類欄は、該当する項目にレ印を付すこと。

2 血統を証する書類（子牛登記証明書、登録証明書、人工授精又は受精卵移植証明書等）の写しを添付すること。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中第29号を第30号とし、第 1 号から第28号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 行政不服審査法施行条例（平成28年島根県条例第12号）に基づく手数料

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第 2 号

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立武道施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第10号中「島根県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会が主催する」を「しまね広域スポーツセンター事業として」に改める。

別表第 2 の 1 の(2)の表中「及び小学校の児童」を「並びに小学校の児童及びこれに準ずる者」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第 3 号

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立体育施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第10号中「島根県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会が主催する」を「しまね広域スポーツセンター事業として」に改める。

別表第 2 の 1 の(1)のアの表中「児童（以下「小学生低学年の児童」を「児童若しくはこれに準ずる者（以下「小学校低学年の児童等」に、「小学校低学年の児童の」を「小学校低学年の児童等の」に改め、別表第 2 の 1 の(1)のイの表及び別

表第2の2の(1)のイの表中「及び小学校の児童」を「並びに小学校の児童及びこれに準ずる者」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。